

公 示

公示第 1 1 2 号

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準における営業区域及び最低車両数の弾力的取扱いについて」（平成30年3月9日付け公示第94号）については、令和5年11月29日をもって廃止する。

令和5年11月29日

東北運輸局長 石谷 俊史